

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則に
おける事業者設定基準届出書

営企料第5号
2026年9月28日

経済産業大臣 赤澤 亮正 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力株式会社

代表取締役
社長執行役員 西山 勝

別表に掲げるみなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則の規定により
別紙のとおり事業者設定基準を定めたので届け出ます。

(別表)

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則	
第22条第8項	特殊変動費の差異を勘案して設定した基準

特殊変動費の差異を勘案して設定した基準
[第 22 条第 8 項関係]

第 22 条第 7 項の規定による基準は、以下のとおり設定する。

現行の特定小売供給約款の料金を設定した基準を基に、料金率は、特定需要の特殊変動費等に準拠し、電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等の差異を勘案して契約種別ごとの負担が公平となるよう定める。